

会務委員会規程

第1条 名称

日本質的心理学会は会則第4条にもとづき、会務の円滑な運営を図るため、理事会のもとに会務委員会をおく。

第2条 業務

会務委員会は次の業務を処理する。

- 1 常任理事会・理事会、会議等に関すること
- 2 会則・諸規程に関すること
- 3 入会・退会に関すること
- 4 選挙に関すること
- 5 その他必要な業務

第3条 委員会の構成

- 1 本委員会には委員長1名及び委員若干名をもって組織する。
- 2 常任理事会の議を経て選出された常任理事を会務委員長とする。委員長は委員会の業務を統括する。
- 3 委員の選出は委員会の推薦により、常任理事会にて承認を得る。

第4条 任期

委員の任期は、原則として3年とし、再任を妨げない。

第5条 規程の改正

本規程の改正は、常任理事会における決議を経なければならない。

附則

- 1 この規程は、2017年2月19日より実施する。
- 2 この規程は、2019年2月16日より実施する。
- 3 この規程は、2023年11月5日より実施する。